

令和4年1月11日
事務連絡

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

5歳以上11歳以下の者への新型コロナワクチン接種に向けた
広域での接種体制の構築について

5歳以上11歳以下の者（以下「小児」という。）へのワクチン接種については、小児科等の医療機関の設置状況など、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）や地域の実情を踏まえた上で、市町村単位での接種体制構築に向けた検討に加え、複数市町村で連携して広域で接種を行う方法についても検討いただくよう依頼しているところです（別添1参照）。

複数市町村による広域での接種体制を構築した場合、

- ・域内の住民について、住所地外接種の申請は不要であること
- ・域内市町村について、接種を行う医療機関との新たな契約は不要であること
- ・接種を行う医療機関は域内の各自治体に直接費用請求することができること

など、手続きの簡素化については、昨年（令和3年）1月の自治体向け説明会等で既にお示ししたとおりです（別添2参照）。

こうした既存の方針に則って、12歳以上の初回接種・追加接種においては、広域での接種を行っている自治体の取組等も参考にして頂きつつ（別添3参照）今後、小児への接種を行うこととされた場合、速やかに接種を開始することができるよう、各市町村におかれては準備を進めていただくようお願いします。各都道府県におかれては、管内市町村の接種体制の準備状況を十分に把握し、必要に応じて広域での接種体制について各市町村及び関係団体等と積極的に調整いただくようお願いします。

（参考）第2回新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会
（令和3年1月25日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_16252.htm

小児（5～11歳）への新型コロナワクチンの接種体制構築のイメージ

小児への接種を行う医療機関等に求められる体制

1 バイアルあたり10回接種分のワクチンが供給されるため、1 医療機関（接種会場）・1 日あたりの接種可能人数を可能な限り大きくすることが望ましい。

※小児は、発熱等により当日キャンセルになる可能性が高いため、1 日あたりの予約枠を大きくし、ワクチンを効率的に使用できるようにする必要がある。

想定される接種体制のパターン

1. 複数の医療機関で個別接種を行うパターン

- ・ 定期接種を行っている医療機関等が小児への接種体制を主に担う市町村（**大規模な市町村**を想定）。
- ・ 例えば、曜日毎に接種当番医療機関を決める等、**1 医療機関あたりの1日の予約枠を大きくする等の工夫が必要**。

月	火	水	木	金	土	日
A 医療:35人 B 医療:35人	C 医療:35人 D 医療:35人	A 医療:35人 B 医療:35人	C 医療:35人 D 医療:35人	A 医療:35人 B 医療:35人	C 医療:35人 D 医療:35人	
当日キャンセル等により実際に接種を行えたのが35人/医療機関/日の場合、 1 週間あたり合計50回分が廃棄						
		A 医療:105人			B 医療:105人 C 医療:105人	D 医療:105人
1 医療機関あたりの予約枠を大きくすると、週あたりの接種量が同じでも、端数が減り、 1 週間あたりの廃棄数を合計20人分 のみに減らせる						

各市町村・地域の実情に応じ、1～3を組み合わせて実施することが想定される。

2. 接種会場を集約して行うパターン

- ・ 自市町村内で小児への接種体制は構築できる市町村（**中規模な市町村**を想定）。
- ・ 平時の定期接種は個別接種で行っているところであっても、ワクチンを効率的に利用するために、1～数力所の**接種会場に集約化**が必要な場合もある。
- ・ さらに、**接種を行う日を特定の日に限る**等の工夫も考えられる。この場合、特定の日に受けられなかった希望者は近隣市町村で接種を受けられるようにする等の調整も必要。

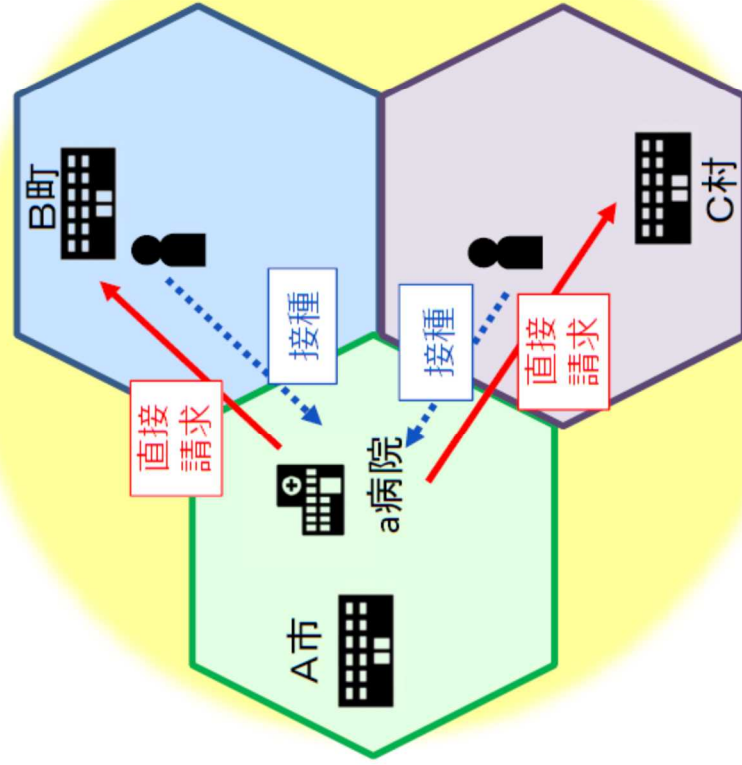
3. 複数市町村で連携して接種を行うパターン

- ・ 小児科等の医療機関が地域内で偏在している、平時の定期接種も広域連携して行っている等の市町村（**小規模な市町村**を想定）。
- ・ 郡市区医師会単位等、平時の定期接種の実施体制を踏まえ、**複数の市町村で広域連携**して接種体制を構築する。

複数市町村で接種体制を構築する場合の住所地外接種の申請の取扱い 及び接種費用の請求・支払いについて

- 複数の市町村で共同で接種体制を構築する場合は、当該市町村相互間での住民の接種は、同一市町村内の接種と同様に取り扱う。

(イメージ)



A市、B町、C村で共同で接種体制を構築

(別添 2)

- 近隣市町村で共同で接種体制を構築した場合、当該市町村相互間で、住民が他の市町村の医療機関で接種することができる。

- この場合、住所地外接種のための申請は不要。

- 費用請求に関して、接種を行う医療機関は、域内の各自治体に直接費用請求する (※1、※2)。

(※1) 集合契約により、既にA市、B町、C村とa病院との間で接種に係る委託契約が成立している。
したがって、集合契約の例外的な取扱い（請求締切日を変更する等）を取り決める場合を除いて、医療機関との新たな契約書の作成は不要。

(※2) 直接請求する代わりに地域で取り決め、郡市区医師会などに支払事務を委託することも可能。

12歳以上の接種における広域での新型コロナワクチン接種の事例

市町村	概要
青森県 弘前市 (人口 168,479 人) 西目屋村 (人口 1,327 人)	● 西目屋村に病院や診療所がないことから、同村民の新型コロナワクチン接種について、弘前市の医療機関で実施した。 ● 住所地外接種のための申請は不要。 ● 医療機関は、弘前市・西目屋村それぞれに直接費用請求を行う。
群馬県 富岡市 (人口 47,756 人) 甘楽町 (人口 12,943 人) 下仁田町 (人口 7,007 人) 南牧村 (人口 1,717 人)	● 富岡市甘楽郡医師会が富岡市・甘楽町・下仁田町・南牧村の4市町村をカバーしていること、定期予防接種等の委託についても富岡市甘楽郡医師会と4市町村で同内容で契約を締結し、実施していることから、新型コロナワクチン接種についても広域での接種を実施。 ● 住所地外接種のための申請は不要。 ● 相談・予約センターは4市町村で運営し、予約管理システムを一元化することでスムーズなワクチン供給と接種を実施。接種予約方法は、相談予約センターへの電話又はLINE。 ● 4市町村分の支払い事務は、各医療機関が被接種者の予診票を住所地ごとに振り分け、請求書と併せて富岡市にまとめて提出。富岡市が他の3町村に配布。
熊本県 小国町 (人口 6,910 人) 南小国町 (人口 3,927 人)	● 小国町・南小国町立病院（小国公立病院）が地域の中核病院として機能していること、診療所が両町で3か所と限られていること、定期の予防接種や乳幼児健診等も合同で行っていること等を背景に、新型コロナワクチン接種について広域での接種を実施。 ● 住所地外接種のための申請は不要。 ● 予約システムも共通化。 ● 接種を行う医療機関は、小国町・南小国町それぞれに直接費用請求を行う。

※各市町村の人口は総務省が公表している「令和3年1月1日住民基本台帳人口・世帯数（市区町村別）」による